

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

			資料番号	7 - 1	担当課	長寿介護課
法令名	引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律	根拠条項	14 - 1	不利益処分の種類	返還金の全部又は一部に相当する額の返還命令	
<p>(特別交付金の返還)</p> <p><b>第14条1項</b> 不実の申請その他不正の手段により第7条1項に規定する国際の交付を受け、その償還金を受領した者があるときは、総務大臣は、その者に対して償還金の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずることができる。</p>						